

毎週火・金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇教委告示 昭和三十一年度県立高等学校入学者第二次募集

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

昭和三十一年度県立高等学校入学者第二次募集を次の要項によつて行う。

昭和三十一年三月十九日

鳥取県教育委員会委員長 米原 種

- 一 第二次募集を行う高等学校および募集生徒数は別表のとおりである。
- 二 入学出願資格

- 1 中学校を卒業した者
- 2 学校教育法施行規則第十三条の各号に該当する者
- 三 出願手続

1 志願者は入学志願書に所定の事項を記入の上、入学選抜手数料二百円に相当する鳥取県収入証紙をはり(消印してはいけない)出身学校長を経由して、出願期間内に志望校の校長あて提出する。

2 入学志願書を受理した高等学校長は、受検票を志願者に交付しなければならない。

3 志願者の出身学校長は、出願期間内に志望校の校長あてに報告書を提出しなければならない。

四 出願期間および受付場所

- 1 出願期間 昭和三十一年三月十九日から三月二十一日まで(休日を除き、毎日午前九時から午後五時まで)
- 2 受付場所 各志望校

五 入学者選抜学力検査

- 1 検査日時 昭和三十一年三月二十三日(土)午前

九時三十分から募集校ごとに実施する。

2 検査科目 中学校の全必修科目について行う。

六 入学者の選抜

1 出身学校長から提出された報告書と学力検査成績とを資料として選抜を行う。

2 入学者選抜のための身体検査および面接は実施しない。

七 入学許可者発表

1 期日 昭和三十三年三月二十五日午前十時

2 場所 各志望校

八 注意事項

1 入学志願書用紙および報告書用紙は志願先高等学校から受取ること。

2 本要項に関する質疑は志願先高等学校においてたすこと。

| 学 校 名 | 全定区分 | 科 名 | 課 程 名 | 所 在 地 | 募集生徒数 |
|----------|------|-----|---|---|-------------|
| 鳥取農業高等学校 | 定時制 | 農業科 | 農業 課程 農村家庭課程 | 気高郡鹿野町寄田三三二番地 | 三二 |
| 倉吉農業高等学校 | 定時制 | 農業科 | 農林 課程 農村家庭課程 | 東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地 | 一〇 |
| 日野産業高等学校 | 定時制 | 農業科 | 農業 課程 農村家庭課程 農村家庭課程 農村家庭課程 農村家庭課程 | 日野郡江府町小江尾六二番地 日野郡伯南町矢戸一六四番地ノ一 日野郡高宮村阿毘縁一四二八番地ノ一 | 二 二 二 |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取